

○大蔵省告示第二百八十七号

次に掲げる告示は、平成十一年十月一日をもって廃止する。

平成十一年九月三十日

大蔵大臣 宮澤 喜一

一 日本開発銀行法第十八条第一項第一号の規定に基づき大蔵大臣の定める事業を定める件（平成元年六月大蔵省告示第百八号）

二 日本開発銀行法第十八条第一項第一号の規定に基づき大蔵大臣の定める事業を定める件（平成十年一月大蔵省告示第一号）

三 日本輸出入銀行の国庫納付金に関する政令第一条第三項及び日本開発銀行の国庫納付金に関する政令第一条第三項の規定に基づき動産不動産減価償却費の額の算出方法を定める件（平成十年十月大蔵省告示第百三十八号）

四 日本開発銀行法第二十一条第一項の規定に基づき日本開発銀行の同法第十八条第一項各号に掲げる業務を委託することができる者を定める件（平成十年十二月大蔵省告示第五百三十六号）